

## Ⅳ 乳肉衛生対策事業

### 1 乳肉衛生対策事業概況

乳肉食品は、動物性たんぱく質の供給源として日々の食生活には必須の食品であるが、変敗、腐敗しやすく、不衛生な取扱いにより細菌の二次汚染を受けやすいため、これらの食品の衛生確保対策は重要である。

また、環境中や飼育等に由来する農薬、有害物質及び抗菌性物質等の残留も懸念されている。

そのため、本県においては、乳肉食品中の有害物質等の残留実態を把握するとともに、乳肉食品関係施設の監視指導、収去検査を行い、施設の改善及び不良食品の排除、その他各種の検査を実施し、品質の向上と衛生管理に努めた。

食鳥業務については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥処理業者に対する監視指導を実施するとともに、大規模食鳥処理施設については食鳥検査員による食鳥検査を実施し、食鳥肉による危害の防止を図った。

また、大規模食鳥処理場におけるHACCPの外部検証実施について検討を行った。

と畜業務については、平成30年3月31日に三次市のと畜場の廃止に伴い、本県のと畜検査業務及び牛海綿状脳症（BSE）検査業務を終了した（と畜検査業務及び牛海綿状脳症（BSE）検査業務は広島市、福山市において実施）。

## 2 乳肉食品の検査状況

### (1) PCB及び残留農薬検査

本県では、乳肉食品中のPCB及び農薬の残留実態を把握し、これらの食品による危害の発生を未然に防止するために、牛乳については昭和45年度から、食肉及び鶏卵については昭和47年度から検査を実施している。

#### ア 検体採取及び検査機関

検体採取：各保健所（西部、西部広島、東部、北部）

検査機関：一般財団法人広島県環境保健協会（PCB）

西部保健所、一般財団法人広島県環境保健協会（残留農薬）

#### イ 検査結果

いずれの検体からもPCB及び有機塩素系農薬は検出されなかった。

PCB及び残留農薬検査結果

(単位：ppm)

検体及び検体数		検査項目	PCB	残留農薬						
				総DDT	アルドリン及び ディルドリン	ヘプタクロ ル	γ-BHC			
県内産食品	鶏肉(西部広島)	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			
	//(東部)	1	//							
	鶏卵(北部)	1	//							
	牛乳(西部)	1	不検出					不検出	不検出	不検出
	//(西部広島)	1	//					//	//	//
	//(東部)	1	//					//	//	//
輸入食肉	牛肉(東部)	1	不検出	不検出	不検出	不検出				
	豚肉(東部)	1	//	//	//	//				
	鶏肉(西部)	1	//	//	//	//				
暫定的規制値(PCB) 残留基準値(農薬)			肉類 0.5 卵類 0.2	乳 0.02 牛・豚の筋肉 1 鶏の筋肉 0.3	乳 0.006 牛・豚・鶏の筋肉 0.01	牛・豚・鶏の筋肉 0.01	乳 0.01			

(注) 1 ( )内は採取保健所

#### 2 検出限界

}	PCB		0.01 ppm
	総DDT	牛乳	0.01 ppm
		肉類	0.02 ppm
	アルドリン及び ディルドリン	牛乳	0.005 ppm
		肉類	0.02 ppm
	ヘプタクロル	肉類	0.01 ppm
γ-BHC	牛乳	0.01 ppm	

3 政令市（広島市・呉市・福山市）を除く。

4 輸入食肉については、「輸入食品検査」の再掲。

## (2) 食肉等の抗菌性物質等検査

家畜の疾病予防、治療のために用いられる抗菌性物質等については、食肉中に残留することで耐性菌の増加、アレルギー現象、菌交代現象の発現等が懸念される。食肉等の衛生を確保するために、県内のと畜場、食鳥処理場及び養鶏場から採取した牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵並びに輸入食肉中の抗菌性物質検査を実施した。

### ア 実施期間

令和2年7月

### イ 調査機関

検体採取：各保健所（西部、西部広島、西部東、東部）

検査機関：県立総合技術研究所保健環境センター

### ウ 検査結果

いずれの検体からも抗生物質、合成抗菌剤、駆虫剤及びホルモン剤は検出されなかった。

### 食肉等の抗菌性物質等の検査結果

(単位：件，ppm)

検体名	検体数	検 査 項 目		結 果
		区 分	種 類	
鶏 肉	3	抗 生 物 質		不検出
	3	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	クロピドール、チソフェニコール、ピリメタミ、スルファメゾール、スルファジミジン、スルファモキサキジン、スルファメトキサジン、チソリン酸、ナイカルバジン、トリメトプリム、オルメトプリム フルベンダゾール	//
鶏 卵	2	抗 生 物 質		//
	2	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	クロピドール、チソフェニコール、ピリメタミ、スルファメゾール、スルファジミジン、スルファモキサキジン、スルファメトキサジン、チソリン酸、ナイカルバジン、トリメトプリム、オルメトプリム フルベンダゾール	//
輸 入 牛 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤 ホ ル モ ン 剤	オキシリン酸 アルベンダゾール、チアベンダゾール 酢酸トレンボロン	//
輸 入 豚 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	スルファジミジン、オキシリン酸、トリメトプリム、オルメトプリム アルベンダゾール、チアベンダゾール、フルベンダゾール	//
輸 入 鶏 肉	4	合 成 抗 菌 剤 駆 虫 剤	オキシリン酸、ナイカルバジン、クロピドール、トリメトプリム、オルメトプリム フルベンダゾール	//
輸 入 羊 肉	4	駆 虫 剤	アルベンダゾール、チアベンダゾール	//

(注) 1. 広島市・呉市・福山市を除く。

2. 輸入食肉の合成抗菌剤については、「輸入食品検査」の再掲。

### 3 乳処理状況

令和2年度殺菌温度別乳処理状況

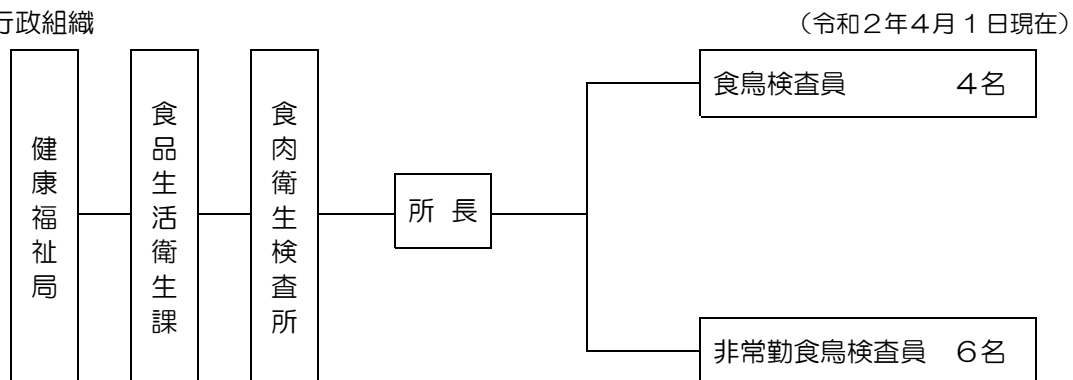
(単位：k l)

区 分	牛 乳				加 工 乳								低脂肪牛乳				その他の乳
	63~65℃	75℃以上	瞬 間	計	乳脂肪分3%以上				乳脂肪分3%未満				63~65℃	75℃以上	瞬 間	計	
					63~65℃	75℃以上	瞬 間	計	63~65℃	75℃以上	瞬 間	計					
総 計	156.6	1,283.2	50,941.9	52,381.8	8.2										2,456.0	2,456.0	1,053.0
県立計	38.3	200.0	32,107.9	32,346.2	8.2										2,456.0	2,456.0	1,053.0
西 部			7,320.4	7,320.4													
西 部 広 島			12,067.5	12,067.5													
西 部 東	13.9			13.9													
東 部		200.0	12,720.0	12,920.0											2,456.0	2,456.0	1,053.0
東 福 山	8.1			8.1	8.2												
北 部	16.3			16.3													
政令市計	118.3	1,083.2	18,834.0	20,035.5													
広 島 市	118.3	1,083.2	18,834.0	20,035.5													

## 4 食肉検査体制

### (1) 食肉衛生検査所の概要

#### ア 行政組織



イ 所在地 広島県三次庁舎（三次市十日市東四丁目6-1）第3庁舎2階

#### ウ 施設の概要

食肉衛生検査所

(ア) 敷地 191.3㎡

(イ) 規模

(単位：㎡)

		建築面積	
執	務	室	98.13
検	査	室	93.20

### (2) 食鳥処理場許可施設数

(令和2年度末現在)

検査機関名	食鳥処理場数		合計
	大規模食鳥処理場	小規模食鳥処理場	
食肉衛生検査所	2	6	8

(注) 広島市、呉市、福山市の施設は除く  
 大規模食鳥処理場とは、年間処理羽数が30万羽を越える処理場をいう。  
 小規模食鳥処理場とは、それ以外をいう。

## 5 と畜業務状況

### (1) と畜頭数

(単位：頭)

県市別	畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊山羊	計
	年度						
計	R2	18,304	13	3	60,721	27	79,068
	R元	18,331	18	3	61,192	30	79,574
	H30	17,969	51	2	63,164	20	81,206
	29	18,046	54	4	63,863	23	81,990
	28	17,936	55	4	65,714	36	83,745
	27	18,954	94	3	67,729	33	86,813
	26	20,657	123	7	65,022	30	85,839
	25	22,180	46	13	59,962	24	82,225
	24	21,611	29	14	62,727	19	84,400
	23	22,327	40	17	52,802	37	75,223
	22	21,667	42	17	49,178	22	70,926
県	R2	※平成30年3月31日にと畜場廃止のため、と畜はなし					0
	R元	※平成30年3月31日にと畜場廃止のため、と畜はなし					0
	H30	※平成30年3月31日にと畜場廃止のため、と畜はなし					0
	29	562	0	0	1	0	563
	28	630	0	0	1	0	631
	27	675	0	0	1	0	676
	26	722	0	2	1	0	725
	25	947	0	0	1	0	948
	24	1,063	0	0	1	0	1,064
	23	1,091	0	0	1	0	1,092
	22	1,140	0	0	※	0	1,140
広島市	R2	7,634	1	3	60,721	27	68,386
	R元	7,566	2	3	61,192	30	68,793
	H30	7,451	21	2	63,164	20	70,658
	29	7,170	20	4	63,862	23	71,079
	28	7,107	26	4	65,713	36	72,886
	27	7,586	48	3	67,728	33	75,398
	26	9,028	18	4	65,021	30	74,101
	25	9,708	20	7	59,961	24	69,720
	24	9,774	17	8	62,726	19	72,544
	23	10,240	10	12	52,801	37	63,100
	22	9,155	11	10	49,178	22	58,376
福山市	R2	10,670	12	0	0	0	10,682
	R元	10,765	16	0	0	0	10,781
	H30	10,518	30	0	0	0	10,548
	29	10,314	34	0	0	0	10,348
	28	10,199	29	0	0	0	10,228
	27	10,693	46	0	0	0	10,739
	26	10,907	105	1	0	0	11,013
	25	11,525	26	6	0	0	11,557
	24	10,774	12	6	0	0	10,792
	23	10,996	30	5	0	0	11,031
	22	11,372	31	7	0	0	11,410

(注) とく：生後1年未満の牛。

## (2) と畜場別と殺頭数

(単位：頭)

区分	と畜場	広島市	福山市	政令市等計
役乳牛	と畜場内役肉用	5,272	6,784	12,056
	〃 乳用	2,362	3,886	6,248
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	7,634	10,670	18,304
とく	と畜場内	1	12	13
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	1	12	13
馬	と畜場内	3		3
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	3		3
豚	と畜場内	60,721		60,721
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	60,721		60,721
めん羊	と畜場内	23		23
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	23		23
山羊	と畜場内	4		4
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	4		4
計	と畜場内	68,386	10,682	79,068
	切 迫			
	政 令			
	自家用			
	計	68,386	10,682	79,068

(3) と畜場内と殺状況

(単位：頭, kg)

	牛						とく			馬			豚			めん羊			山羊		
	役肉用種			乳用種			頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量
	頭数	体重	枝肉量	頭数	体重	枝肉量															
合計	12,056	8,037,818	4,784,289	6,480	4,371,870	2,552,101	13	2,218	1,080	3	2,000	900	60,721	5,586,332	3,792,381	23	2,070	1,156	4	200	75
広島市	5,272	2,908,488	1,706,691	2,362	1,422,520	782,491	1	118	30	3	2,000	900	60,721	5,586,332	3,792,381	23	2,070	1,156	4	200	75
福山市	6,784	5,129,330	3,077,598	4,118	2,949,350	1,769,610	12	2,100	1,050												



(4) と畜検査結果に基づく処分

(単位：頭)

	と殺禁止 解体禁止						全部廃棄頭数						一部 廃棄																							
													肉				内 臓				肉 と 内 臓				計											
	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
合 計	33	0	0	0	0	0	235	2	1	101	0	1	180	2	0	183	0	0	13680	6	4	5145	11	0	2802	2	0	1586	0	0	16662	10	4	53220	11	0
広島市	33						143		1	101	1	135	1		183		0	4678		4	5145	11		2134			1586			6947	1	4	53220	11	0	
福山市							92	2				45	1					9002	6					668	2					9715	9					

(5) と畜場外と殺

(単位：頭)

	不慮の災害による 負傷					不慮の災害による 救助不能状態					難産				産褥麻痺				急性鼓張症				政令第4条 第1号によるもの				政令第4条 第2号によるもの				自家用と殺				計																		
	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊					
合 計																																																					
広島県																																																					
広島市																																																					
福山市																																																					

66

(6) 病獣と殺状況

(単位：頭)

区分、畜種	牛		とく	馬	豚	めん羊 山羊	計
	役肉	乳用					
合 計	71	123	3	0	1	0	198
広島市	33	97	0	0	1	0	131
福山市	38	26	3	0	0	0	67

(7) BSE 検査結果

(単位：頭)

	スクリーニング検査			確認検査頭数		
	検査頭数	陰性	陽性	検査頭数	陰性	陽性
合計	24	24	0	0	—	—
広島市	0	0	0	0	—	—
福山市	24	24	0	0	—	—

※対象牛：生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛  
 ※確認検査については、スクリーニング検査で陽性の場合、国立感染症研究所において実施。

## 6 食鳥業務状況

### (1) 食鳥処理羽数

令和2年度の食鳥処理羽数は、次表のとおりである。

(単位：羽)

区分	処理施設	処理羽数
合計	13	3,738,764
県立計	8	3,673,562
広島県	大規模処理施設 2	3,669,961
	小規模処理施設 6	3,601
政令市計	5	32,486
呉市	小規模処理施設 1	1,628
福山市	小規模処理施設 4 (うち2施設休止)	30,861

### (2) 食鳥検査日数

(単位：日)

大規模処理施設	検査日数
A	250
B	242

(3) 検査区分別試験室内検査実施状況

(単位：件、羽)

検査区分	検査内容	検査 羽数	細菌検査			血清 反応	血液 検査	病理 検査	理化学 検査	寄生虫 学検査	動物 試験	検査 延件数	陽性 羽数	禁止	措置		備考
			直接 鏡検	一般 培養	同定										全部 廃棄	一部 廃棄	
ク ラ イ ミ ス ・ ア	鶏痘																
	伝染性気管支炎																
	伝染性喉頭気管炎																
	ニューカッスル病																
	鶏白血病																
	封入体肝炎 マレック病 その他																
細 菌 病	大腸菌症																
	伝染性コリーザ																
	サルモネラ症																
	ブドウ球菌症 その他																
そ の 他 の 疾 病	毒血症																
	膿毒症																
	敗血症																
	真菌症																
	原虫病																
	寄生虫病																
	変性	5						10				10			5		
	尿酸塩沈着症																
	水腫																
	腹水症																
	出血																
	炎症	2										2				2	
	萎縮																
	腫瘍	1										2			1		
	臓器の異常な形等																
	異常体温																
	黄疸																
外傷																	
中毒諸症																	
削痺及び発育不良																	
放血不良																	
湯漬過度																	
その他	2										2				2		
計	8							14			14				6	2	

(注) 広島市、福山市を除く。

(4) 種類別試験室内検査実施状況

(単位：件、羽)

種類	検査区分 実羽数	ウイルス・クラミジア病					細菌病			その他の疾病													計	備考										
		鶏痘	伝染性気管支炎	伝染性咽頭気管炎	ニユーカッスル病 鶏白血病	封入体肝炎 マレック病 その他	大腸菌症	伝染性コリーザ サルモネラ症	ブドウ球菌症 その他	毒血症	膿毒症	敗血症	真菌症	原虫病	寄生虫病	変性	尿酸塩沈着症	水腫	腹水症	出血症	炎症	萎縮			腫瘍	臓器の異常な形等	異常体温	黄疸	外傷	中毒諸症	削瘻及び発育不良	放血不良	湯漬過度	その他
ブロイラー															5					2		1											8	
成鶏																																		
あひる																																		
七面鳥																																		
計															5					2		1											8	

(注) 広島市, 福山市を除く。